

第36回 千葉県屋外広告物審議会議案一覧表

平成26年2月18日

第1号議案 首都圏中央連絡自動車道の一部区間における禁止地域等の指定について（諮問）

第1号議案

首都圏中央連絡自動車道の一部区間における禁止地域等
の指定について（諮問）

千葉県屋外広告物条例第4条第7号の規定により禁止地域等を次のとおり指定する。

首都圏中央連絡自動車道のうち、茨城県境から神崎インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域

理 由

首都圏中央連絡自動車道のうち、茨城県境から神崎インターチェンジまでの区間が今春供用開始されることに伴い、規制を図るため。

「千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定(案)」案内図



茨城県

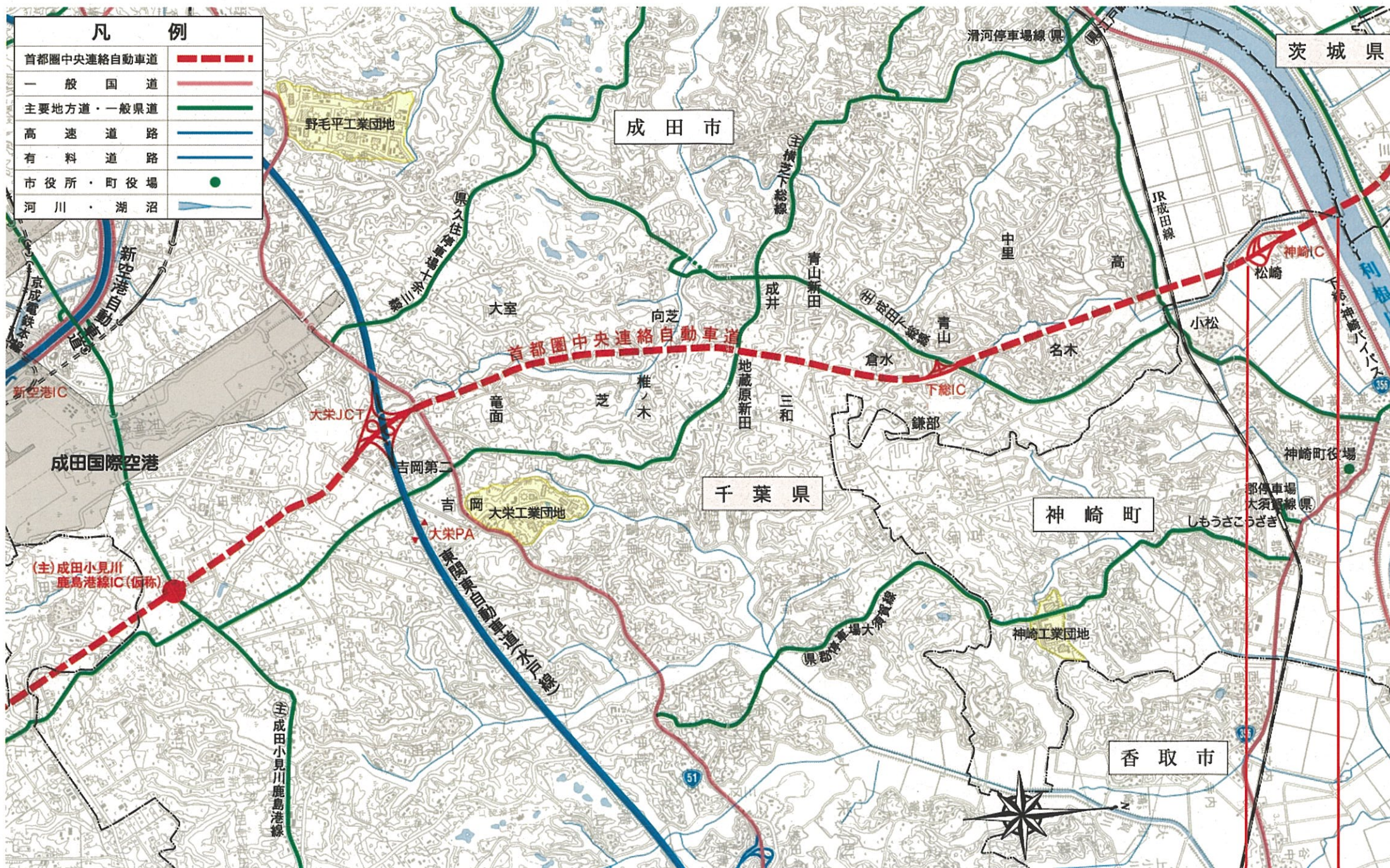
県境

位置図

凡例

- 圏央道：開通済
- 圏央道：今回供用開始区間
- 圏央道：平成26年度開通目標
- 圏央道：事業化区間

「千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定(案)」位置図



指定する首都圏中央連絡自動車道の区間

禁止地域等は、両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で、道路から展望できる区域